

平成30年度

健全化判断比率
資金不足比率

審査意見書

大竹市監査委員

大監第27号
令和元年9月3日

大竹市長 入山 欣郎 様

大竹市監査委員 薬師寺 基 夫

平成30年度大竹市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見
書について（通知）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の
規定による平成30年度大竹市健全化判断比率及び資金不足比率，その算定の基
礎となる事項を記載した書類の審査について，別添のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査を実施した監査委員	1
第5	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
	(1)実質赤字比率	4
	(2)連結実質赤字比率	5
	(3)実質公債費比率	6
	(4)将来負担比率	9
3	資金不足比率	11
	(1)法適用企業	11
	(2)法非適用企業(宅地造成事業以外の事業)	12
	(3)法非適用企業(宅地造成事業)	13
第6	審査意見	14

- (注) 1. 文中及び表中の金額は千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。
2. 比率は、表示単位未満を四捨五入した。
3. 文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
4. 「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なものである。
5. 「皆増」とは、前年度の数字が0で当年度に全額増加したものを示す。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成30年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 平成30年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年8月19日から令和元年8月29日まで

第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に従い適正に作成されているかを、関係書類を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第4 審査を実施した監査委員

大竹市監査委員 薬師寺基夫

大竹市監査委員 和田芳弘

第5 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は正確であることを認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
	一般会計等に属する特別会計	港湾施設管理受託特別会計							
公営事業会計	一般会計等以外に属する特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率			
		介護保険特別会計							
		後期高齢者医療特別会計							
	法適用企業	水道事業会計							
		工業用水道事業会計							
		公共下水道事業会計							
	法非適用企業	農業集落排水特別会計							
		漁業集落排水特別会計							
		土地造成特別会計							
一部事務組合 広域連合	広島県市町総合事務組合	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率				
	宮島競艇施行組合								
	広島県後期高齢者医療広域連合								
地方公社 第三セクター等	大竹市土地開発公社					連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	広島県信用保証協会								

債務保証をしている法人等がある場合、将来負担比率の算定対象となる。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%, ポイント)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	13.90	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	18.90	30.00
実質公債費比率	16.6	16.7	△ 0.1	25.00	35.00
将来負担比率	167.8	167.8	0.0	350.00	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。

実質公債比率は16.6%で、前年度に比べて0.1ポイント下回っている。なお、早期健全化基準(25.0%)及び財政再生基準(35.0%)のいずれに対しても下回っている。

将来負担比率は167.8%で、前年度に比べて変動はない。なお、早期健全化基準(350.0%)に対しては、下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲内である。

※早期健全化基準、財政再生基準の適用について

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1)実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

本市の実質収支額は 37,515千円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考にAを実質収支額として計算上の比率を求めたところ、△0.50%となり、前年度と比べ 0.1ポイント黒字幅が小さくなっている。

なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準(13.90%)との差は 14.40ポイントとなっている。

(単位:%, ポイント)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減
本市の参考比率 A/B	△ 0.50	△ 0.60	0.10

(単位:千円, %)

区 分	実 質 収 支 額		増減額	増減率
	平成30年度	平成29年度		
一 般 会 計	7,925	20,761	△ 12,836	△ 61.8
一般会計等に属する特別会計	29,590	24,405	5,185	21.2
港湾施設管理受託特別会計	29,590	24,405	5,185	21.2
合 計 A	37,515	45,166	△ 7,651	△ 16.9
標準財政規模 B	7,477,239	7,491,237	△ 13,998	△ 0.2

実質収支額の合計は 37,515千円で、前年度に比べ 7,651千円(16.9%)の減少となっている。これは、主に一般会計の実質収支額が 12,836千円(61.8%)減少したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
標準税収入額等	6,086,922	6,155,632	△ 68,710	△ 1.1
普通交付税額	888,153	864,799	23,354	2.7
臨時財政対策債発行可能額	502,164	470,806	31,358	6.7
合 計	7,477,239	7,491,237	△ 13,998	△ 0.2

(注)標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は、標準税収入額等 6,086,922千円、普通交付税額 888,153千円、臨時財政対策債発行可能額 502,164千円の合計額 7,477,239千円である。

前年度に比べ 13,998千円(0.2%)の減少となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

本市の連結実質収支額は 2,510,875千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考にA+Bを連結実質収支額として計算上の比率を求めたところ △33.58%となり、前年度に比べ 0.03ポイント黒字幅が小さくなっている。

なお、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準(18.90%)との差は 52.48ポイントとなっている。

(単位: %, ポイント)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減
本市の参考比率 (A+B)/C	△ 33.58	△ 33.55	△ 0.03

(単位: 千円, %)

区 分		実 質 収 支 額		増減額	増減率
		平成30年度	平成29年度		
一 般 会 計		7,925	20,761	△ 12,836	△ 61.8
一般会計等に属する特別会計	港湾施設管理受託特別会計	29,590	24,405	5,185	21.2
一般会計等以外に属する特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	4,497	1,506	2,991	198.6
	介護保険特別会計	104,093	83,367	20,726	24.9
	後期高齢者医療特別会計	3,138	1,174	1,964	167.3
小 計 A		149,243	131,213	18,030	13.7
区 分		資 金 剰 余 額		増減額	増減率
		平成30年度	平成29年度		
法適用企業	水道事業会計	1,292,767	1,254,999	37,768	3.0
	工業用水道事業会計	484,137	578,934	△ 94,797	△ 16.4
	公共下水道事業会計	584,728	548,536	36,192	6.6
法非適用企業	農業集落排水特別会計	0	0	0	—
	漁業集落排水特別会計	0	0	0	—
	土地造成特別会計	0	0	0	—
小 計 B		2,361,632	2,382,469	△ 20,837	△ 0.9
合 計 A+B		2,510,875	2,513,682	△ 2,807	△ 0.1
標準財政規模 C		7,477,239	7,491,237	△ 13,998	△ 0.2

連結実質収支額の合計は 2,510,875千円で、前年度に比べ 2,807千円の減少となっている。これは、実質収支額が 18,030千円増加したものの、資金剰余額が 20,837千円減少したことによるものである。

(3)実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金 A+準元利償還金 B) - (特定財源C+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額D)}}{\text{(標準財政規模 E) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)}} \text{の3カ年平均}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:%, ポイント)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減
実質公債費比率(3カ年平均)	16.6	16.7	△ 0.1

(注) 単年度の実質公債費比率は、平成30年度:15.6% 平成29年度:17.6% 平成28年度:16.6% 平成27年度:15.9%

3カ年平均の比率は 16.6%で、前年度に比べ 0.1ポイント低くなっており、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

(単位:千円, %, ポイント)

区 分		平成30年度	平成29年度	増 減
A	元 利 償 還 金	1,926,442	2,084,799	△ 158,357
B	準 元 利 償 還 金	369,574	409,209	△ 39,635
計 (A+B)		2,296,016	2,494,008	△ 197,992
C	特 定 財 源	181,689	192,393	△ 10,704
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,124,384	1,190,316	△ 65,932
計 (C+D)		1,306,073	1,382,709	△ 76,636
E	標 準 財 政 規 模	7,477,239	7,491,237	△ 13,998
実質公債費比率(単年度)		15.6	17.6	△ 2.0

また、単年度で比較してみると、当年度の比率は 15.6%で前年度に比べ 2.0ポイント低くなっている。これは主として、元利償還金Aが 158,357千円減少したことによるものである。

(ア) 元利償還金, 準元利償還金の状況について

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) (注1)	1,926,442	2,084,799	△ 158,357	△ 7.6
準元利償還金 (注2)	369,574	409,209	△ 39,635	△ 9.7
水道事業会計	9,079	6,777	2,302	34.0
工業用水道事業会計	2,723	478	2,245	469.7
公共下水道事業会計	100,824	107,421	△ 6,597	△ 6.1
農業集落排水事業特別会計	15,446	15,258	188	1.2
漁業集落排水事業特別会計	7,150	7,039	111	1.6
土地造成特別会計	234,344	272,222	△ 37,878	△ 13.9
一時借入金利子	8	14	△ 6	△ 42.9
合 計	2,296,016	2,494,008	△ 197,992	△ 7.9

(注1) 元利償還金は、一般会計等の公債費である。

(注2) 準元利償還金は、主として公営企業会計の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や一時借入金利子である。

元利償還金及び準元利償還金は 2,296,016千円で、前年度に比べ 197,992千円の減少となっている。これは、元利償還金が 158,357千円、準元利償還金が 39,635千円、それぞれ減少したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
市 営 住 宅 使 用 料	38,184	46,618	△ 8,434	△ 18.1
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	141,642	143,912	△ 2,270	△ 1.6
簡易水道建設費負担金	802	802	0	0.0
情報基盤施設貸付収入	1,061	1,061	0	0.0
合 計	181,689	192,393	△ 10,704	△ 5.6

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は 181,689千円で、前年度に比べ 10,704千円の減少となっている。これは市営住宅使用料が 8,434千円、都市計画事業の財源として発行された地方債の償還額に充当した都市計画税が 2,270千円、それぞれ減少したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	840,930	850,610	△ 9,680	△ 1.1
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (注2)	274,723	331,064	△ 56,341	△ 17.0
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 (注3)	8,731	8,642	89	1.0
合 計	1,124,384	1,190,316	△ 65,932	△ 5.5

(注1) 補正予算債、財源対策債及び臨時財政対策債の償還金が主なものである。

(注2) 道路橋りょう費や下水道事業費の市債償還金が主なものである。

(注3) 一般会計出資債である。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は 1,124,384千円で、前年度と比べ 65,932千円(5.5%)の減少となっている。これは主に、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が 56,341千円、災害復旧費等に係る基準財政需要額が 9,680千円、それぞれ減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源(基金・特定歳入等) B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位: %, ポイント)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減
将来負担比率(A-B)/(C-D)	167.8	167.8	0.0

(単位: 千円, %)

区 分		平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
A	将来負担額	29,354,108	28,934,163	419,945	1.5
B	充当可能な財源 (基金・特定歳入等)	18,689,377	18,357,555	331,822	1.8
計 (A-B)		10,664,731	10,576,608	88,123	0.8
C	標準財政規模	7,477,239	7,491,237	△ 13,998	△ 0.2
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,124,384	1,190,316	△ 65,932	△ 5.5
計 (C-D)		6,352,855	6,300,921	51,934	0.8

将来負担比率は 167.8% で、前年度に比べて変動はない。

当年度も、早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。

この数値が低い方が、将来の財政を圧迫する可能性が低いといえるもので、平成19年度の制度創設時の 301.6% から減少基調が続き、当時より 133.8ポイント減少している。

[参考] 将来負担比率の推移

(単位: %, ポイント)

決算年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
将来負担比率	294.7	246.3	235.5	245.0	246.2
対前年度	△ 6.9	△ 48.4	△ 10.8	9.5	1.2
決算年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
将来負担比率	242.9	235.7	214.5	190.5	167.8
対前年度	△ 3.3	△ 7.2	△ 21.2	△ 24.0	△ 22.7

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
地 方 債 の 現 在 高	21,391,206	20,720,660	670,546	3.2
債務負担行為に基づく支出予定額	386,137	386,137	0	0.0
公営企業債等繰入見込額	3,533,900	3,657,226	△ 123,326	△ 3.4
組合等への負担等見込額	0	0	0	—
退職手当負担見込額	1,590,998	1,663,653	△ 72,655	△ 4.4
設立法人の負債額等負担見込額	2,451,867	2,506,487	△ 54,620	△ 2.2
大竹市土地開発公社	2,449,955	2,506,487	△ 56,532	△ 2.3
第三セクター等	1,912	0	1,912	皆増
合 計	29,354,108	28,934,163	419,945	1.5

将来負担額は 29,354,108千円で、前年度に比べ 419,945千円(1.5%)の増加となっている。これは、公営企業債等繰入見込額が 123,326千円、退職手当負担見込額が 72,655千円、設立法人の負債額等負担見込額が 54,620千円、それぞれ減少したにもかかわらず、地方債の現在高が 670,546千円増加したことによるものである。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
充 当 可 能 な 基 金 (注1)	3,844,742	4,033,913	△ 189,171	△ 4.7
充 当 可 能 な 特 定 歳 入 (注2)	1,650,796	1,669,320	△ 18,524	△ 1.1
うち都市計画税充当見込額	613,112	606,564	6,548	1.1
基 準 財 政 需 要 額 へ 算 入 さ れ る 見 込 額 (注3)	13,193,839	12,654,322	539,517	4.3
うち臨時財政対策債 償 還 費 等 公 債 償 費	9,763,535	9,643,352	120,183	1.2
合 計	18,689,377	18,357,555	331,822	1.8

(注1) 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注2) 地方債の償還に充当できる国・県等補助金、公営住宅の使用料及び都市計画税などを対象としている。

(注3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を基準財政需要額に算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など 11基金 3,844,742千円、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当可能な都市計画税などの特定歳入が 1,650,796千円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入される見込額が 13,193,839千円となり、全体では 18,689,377千円となっている。

これを前年度と比べると 331,822千円(1.8%)増加している。これは、充当可能な基金が 189,171千円減少したものの、基準財政需要額へ算入される見込額が 539,517千円増加したことによるものである。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位:%)

会計名		平成30年度	平成29年度	増減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	公共下水道事業会計	—	—	—	
法非適用企業	農業集落排水特別会計	—	—	—	
	漁業集落排水特別会計	—	—	—	
	土地造成特別会計	—	—	—	

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は「—」で表示した。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区分	会計年度	A 流動負債	B 算入 地方債	C 流動資産	D 資金不足額 又は 資金剰余額 (A+B-C)	E 事業の規模
水道事業会計	平成30年度	196,909	0	1,489,676	△ 1,292,767	450,623
	平成29年度	187,081	0	1,442,080	△ 1,254,999	456,559
	増減額	9,828	0	47,596	△ 37,768	△ 5,936
工業用水道 事業会計	平成30年度	127,474	0	611,611	△ 484,137	468,618
	平成29年度	37,674	0	616,608	△ 578,934	468,336
	増減額	89,800	0	△ 4,997	94,797	282
公共下水道 事業会計	平成30年度	168,009	0	752,737	△ 584,728	630,009
	平成29年度	551,492	0	1,100,028	△ 548,536	654,394
	増減額	△ 383,483	0	△ 347,291	△ 36,192	△ 24,385

比率は次の算式による。Dがマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D(流動負債 A + 算入地方債 B) - 流動資産 C}}{\text{事業の規模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で 1,292,767千円となり、前年度と比べ 37,768千円の増加、工業用水道事業会計で 484,137千円となり、前年度と比べ 94,797千円の減少、公共下水道事業会計で 584,728千円となり、前年度と比べ 36,192千円の増加となっている。

(2) 法非適用企業(宅地造成事業以外の事業)

資金剰余額の状態は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	会計年度	A 歳出額	B 算 入 地方債	C 歳入額	D 資金不足額 又は 資金剰余額 (A+B-C)	E 事業の規模
農業集落排水 特別会計	平成30年度	41,572	0	41,572	0	5,459
	平成29年度	41,740	0	41,740	0	5,645
	増 減 額	△ 168	0	△ 168	0	△ 186
漁業集落排水 特別会計	平成30年度	27,458	0	27,458	0	3,485
	平成29年度	31,621	0	31,621	0	3,500
	増 減 額	△ 4,163	0	△ 4,163	0	△ 15

比率は次の算式による。Dがマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D (歳出額 A + 算入地方債 B - 歳入額 C)}}{\text{事業の規模 E}}$$

農業集落排水特別会計及び漁業集落排水特別会計については、一般会計から赤字相当額を繰り入れているため、資金不足額を生じていない。

(3) 法非適用企業(宅地造成事業)

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	会計年度	A 歳出額	B 算 入 地方債	C 歳入額	D 土地収入 見込額	E 計 (A+B-C-D)
土地造成 特別会計	平成30年度	1,160,193	0	629,816	576,703	△ 46,326
	平成29年度	937,070	0	325,608	1,035,617	△ 424,155
	増 減 額	223,123	0	304,208	△ 458,914	377,829

区 分	会計年度	F 地方債 残 高	G 長 期 借入額	H 計 (F+G)	I 資金不足額(剰余額) E>0→E E<0→「E+H」又は 「0」のいずれか小さい方
土地造成 特別会計	平成30年度	4,528,202	0	4,528,202	0
	平成29年度	5,057,798	0	5,057,798	0
	増 減 額	△ 529,596	0	△ 529,596	0

区 分	会計年度	J 資本に相当 する額(建設 改良費に充て た地方債の残 高)	K 負債に相当 する額(実質 赤字額)	L 事業の規模 (J+K)
土地造成 特別会計	平成30年度	4,528,202	530,377	5,058,579
	平成29年度	5,057,798	611,462	5,669,260
	増 減 額	△ 529,596	△ 81,085	△ 610,681

比率は次の算式による。I がマイナスの場合は、資金剰余額となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{I}{\text{事業の規模 } L}$$

土地造成特別会計についても、資金不足額は生じていない。

第6 審査意見

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模に占める割合を示す指標であるが、当年度を含む3か年の平均値は16.6%であり、前年度と比べ0.1ポイント減となった。

主な要因を分析すると、実質公債費比率算定時に分子・分母の両方から差し引かれる、「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」が65,932千円(5.5%)減少したことに対して、平成14年度発行のごみ固形燃料化施設建設事業債の償還終了などにより元利償還金が158,357千円減少し、準元利償還金も39,635千円減少したことが起因している。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に占める割合を示す指標であるが、当年度は167.8%となり、前年度と比べて変動はない。

要因として、充当可能な財源が331,822千円(1.8%)増加したが、地方債の現在高が670,546千円(3.2%)増加したことにより、将来負担額が419,945千円(1.5%)増加に転じていることが考えられる。

これまでの比率の推移を見ると、平成19年度の制度創設時301.6%から減少基調が続き、当時から133.8ポイント減少するなど、懸念材料を視野に入れつつ、健全な財政運営に取り組んできたことが伺える。

資金不足比率については、公営企業の経営健全化を示す指標であるが、法適用企業及び法非適用企業のいずれの会計においても資金不足が生じていないため、比率は算定されていない。

これまで述べてきた健全化判断における各比率については、あくまでも財政の不健全な状態(度合い)を示す目安に過ぎないが、いずれも国の示す基準において健全段階の範囲内にあることを前提条件として、引き続き、計画的かつ効率的で、中長期的に安定した財政運営が求められるものである。

本市においては、今後も厳しい財政基調が続くことが予測されるなか、第五次大竹市総合計画「わがまちプラン」の基本構想が目指す「よいまち」としての魅力を高めるため、真に必要とされる公共サービスを提供していくことが必要である。その財源の一部として、計画的な市債発行は避けられないと考えられるが、公債費償還のバランスをとりながら、効率的かつ効果的な事業の展開が求められる。

今後も、効率的な行政・社会の仕組みづくりと必要な財源を確保することによって、重点施策への優先的な投資の配分を図りながら、「わがまちプラン」のまちづくりのテーマである「住んでみたい、住んでよかったと感じるまち」の実現に向けて取り組んでいただきたい。